

情報公開基準

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの
プレゼンテーション参加者名	×	○	○
参加申込書等	×	△	△
業務提案書等	×	△	×
その他追加書類	×	△	×
採点表（評価結果）	×	△	△
仕様書、実施要領	○		
評価基準・配点	○		
評価委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

（注１）「△：部分開示」とは、条例第７条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注２）契約締結前は、条例第７条第５号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注３）辞退者に係る情報は含まない。